





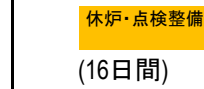






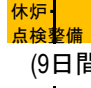
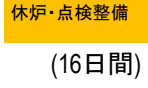


令和3年上半期ごみ溶融炉運転状況

月	1	2	3	4	5	6
号炉	並列運転日数 15 日	並列運転日数 14 日	並列運転日数 12 日	並列運転日数 19 日	並列運転日数 19 日	並列運転日数 12 日
1号炉	運転日数 24 日 8日 	運転日数 28 日 	運転日数 12 日 12日 	運転日数 22 日 2日 23日 	運転日数 19 日 13日 	運転日数 14 日 7日 24日 
	休炉・点検整備 (7日間) 		休炉・点検整備 (20日間) 	休炉・点検整備 (19日間) 	休炉・点検整備 (16日間) 	
2号炉	運転日数 17 日 6日 22日 	運転日数 14 日 15日 	運転日数 26 日 26日 	運転日数 26 日 5日 	運転日数 31 日 	運転日数 14 日 5日 22日 
	休炉・点検整備 (5日間) 	休炉・点検整備 (23日間) 	休炉・点検整備 (9日間) 			休炉・点検整備 (16日間) 

1号炉運転		日数
①	1月 8日 ~ 3月 12日	64 日間
②	4月 2日 ~ 4月 23日	22 日間
③	5月 13日 ~ 6月 7日	26 日間
④	6月 24日 ~ 6月 30日	7 日間
1号炉合計日数		(119 日間)

2号炉運転		日数
①	1月 6日 ~ 1月 22日	17 日間
②	2月 15日 ~ 3月 26日	40 日間
③	4月 5日 ~ 6月 5日	62 日間
④	6月 22日 ~ 6月 30日	9 日間
2号炉合計日数		(128 日間)

並列運転		日数
(1号炉・2号炉同時運転)		
①	1月 8日 ~ 1月 22日	15 日間
②	2月 15日 ~ 3月 12日	26 日間
③	4月 5日 ~ 4月 23日	19 日間
④	5月 13日 ~ 6月 5日	24 日間
⑤	6月 24日 ~ 6月 30日	7 日間
並列運転日数		(91 日間)

- ・1月1日～1月5日まで全休炉期間(5日間)
- ・3月27日～4月1日まで全休炉期間(6日間)
- ・6月8日～6月21日まで全休炉期間(14日間)

運 転 実 績

令和 3 年

月	搬 入 量				大 塊 スラグ (t)	溶 融 処 理 量						スラグ・メタル 排出量合計 (t)	備 考
	日数	可燃ごみ(t)	破 碎 残渣物 (t)	合 計 (t)		1 号 炉		2 号 炉		合 計			
						日数	溶 融 量 (t)	日数	溶 融 量 (t)	日数	溶 融 量 (t)		
12月末の ごみピット残量	A 1,588.89												
1月	24	3,218.05	339.83	3,557.88	39.38	24	2,239.71	17	1,498.21	41	3,737.92	365.53	
2月	24	2,827.05	324.66	3,151.71	36.34	28	2,685.69	14	1,274.08	42	3,959.77	385.52	
3月	27	3,405.06	372.31	3,777.37	42.72	12	1,065.78	26	2,420.52	38	3,486.30	355.19	
4月	26	3,419.90	387.02	3,806.92	64.90	22	2,038.31	26	2,485.67	48	4,523.98	479.71	
5月	26	3,571.44	403.14	3,974.58	83.79	19	1,775.27	31	3,038.20	50	4,813.47	504.73	
6月	26	3,400.54	342.45	3,742.99	50.08	14	1,217.04	14	1,212.22	28	2,429.26	258.79	
上半期 合 計	153	19,842.04	2,169.41	B 22,011.45	C 317.21	119	11,021.80	128	11,928.90	247	D 22,950.70	2,349.47	E:ごみ汚水量 156.35 t
令和 2 年上半期 の合計		20,028.70	2,326.95	22,355.65	299.21	123	11,195.32	115	10,446.71	238	21,642.03	2,227.97	
令和 2 年上半期 との比較 (%)		-0.93	-6.77	-1.54		6月末のごみピット残量 (A+B+C) - D - E						810.50	
令和 2 年上半期 との増減量 (t)		-186.66	-157.54	-344.20									

令和3年上半期の環境センター調査概要について

(1) 目的

小牧岩倉衛生組合環境センターの稼動に伴い制定しました「小牧岩倉衛生組合環境センターの環境保全に関する条例」に定める公害防止計画に基づき、環境センターの大気、水質及び騒音、振動、臭気等を測定することにより、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(2) 調査場所

① 排ガス濃度

- ・手分析及び自動連続測定
煙突4.6mフロアの測定孔

② 排水

- ・場内からの雨水排水測定
調整池西側流入口

③ 騒音・振動

- ・環境センター敷地境界線上6ヶ所

☆測定場所については、9ページに示すとおり

(3) 調査機関と測定月

① 排ガス濃度

(手分析)

株式会社 環境公害センター (令和3年1月～令和3年6月)

(自動連続測定)

小牧岩倉衛生組合 (令和3年1月～令和3年6月)

② 排水

場内からの雨水排水

株式会社 環境公害センター (令和3年6月)

③ 騒音・振動

株式会社 環境公害センター (令和3年1月、4月)

(4)調査項目

① 排ガス濃度

(手分析)

ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀

(自動連続測定)

窒素酸化物、二酸化硫黄、塩化水素

② 排水

・場内からの雨水排水

健康項目28項目

③ 騒音・振動

・騒音レベル、振動レベル

排ガス濃度測定結果(手分析)

令和3年

溶融炉	1号溶融炉						2号溶融炉					
	ばいじん	窒素 酸化物	硫黄 酸化物	塩化水素	ダイオキシン類	水銀	ばいじん	窒素 酸化物	硫黄 酸化物	塩化水素	ダイオキシン類	水銀
単位	g/m ³	ppm	ppm	ppm	ng-TEQ/m ³	μg/m ³	g/m ³	ppm	ppm	ppm	ng-TEQ/m ³	μg/m ³
協定 基準値 測定 年月日	0.01以下	30以下	20以下	30以下	0.010以下	50以下	0.01以下	30以下	20以下	30以下	0.010以下	50以下
1月15日							0.001未満	9	1.0未満	1.3	0.000034	0.73
2月5日	0.001未満	12	1.1	1.2	0.000000039	3.2						
3月9日							0.001未満	16	1.0未満	2.8		
4月9日	0.001未満	12	1.0未満	4.7	0.0079	0.31						
5月10日							0.001未満	13	1.0未満	3.9	0.0024	1.0
6月2日	0.001未満	15	14	1.0未満								

排ガス濃度測定結果(自動連続測定)

令和3年

溶 融 炉		1 号 溶 融 炉			2 号 溶 融 炉		
項 目		窒素酸化物	二酸化硫黄	塩化水素	窒素酸化物	二酸化硫黄	塩化水素
		NOx	SO2	HCl	NOx	SO2	HCl
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
月	協定基準値	30以下	20以下	30以下	30以下	20以下	30以下
1 月	最 大 値	22	7	16	22	7	19
	最 小 値	1	0	1	1	0	1
	平 均 値	12	1	7	11	0	7
2 月	最 大 値	21	10	14	19	8	14
	最 小 値	1	0	1	1	0	1
	平 均 値	12	1	8	13	0	9
3 月	最 大 値	22	6	13	21	13	13
	最 小 値	0	0	1	2	0	1
	平 均 値	12	0	8	13	1	8
4 月	最 大 値	21	11	13	20	17	13
	最 小 値	0	0	1	1	0	1
	平 均 値	12	1	5	13	1	6
5 月	最 大 値	21	13	12	22	9	13
	最 小 値	0	0	1	0	0	1
	平 均 値	12	1	3	12	0	4
6 月	最 大 値	22	11	12	21	11	13
	最 小 値	1	0	1	1	0	1
	平 均 値	12	0	4	13	0	5

場内からの雨水排水測定結果

令和3年

No.	項 目	協 定 基 準 値	6月4日(金)
			天 候 : 雨
			測 定 値
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.001未満
2	シアン化合物	1mg/L以下	0.1未満
3	有機燐化合物	1mg/L以下	0.1未満
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.01未満
5	六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.04未満
6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.005未満
7	水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.0005未満
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されない
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.0005未満
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002未満
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.0005未満
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.002未満
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.0002未満
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.0004未満
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	0.002未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.004未満
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	0.0005未満
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.0006未満
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.0002未満
20	チウラム	0.06mg/L以下	0.0006未満
21	シマジン	0.03mg/L以下	0.0003未満
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.002未満
23	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.001未満
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.002未満
25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	0.02未満
26	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	0.1未満
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下	0.2未満
28	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.05未満
備 考			

騒音・振動測定結果

1、騒音測定

令和3年

月	測定場所			①	②	③	④	⑤	⑥	備考
	測定日	時間帯	測定時間	協定基準値〔昼夜とも50dB(A)以下〕						
1月	1月12日 ～1月13日	朝	6時～8時	42 dB	45 dB	47 dB	43 dB	48 dB	49 dB	
		昼間	8時～19時	40 dB	42 dB	47 dB	41 dB	48 dB	49 dB	
		夕	19時～22時	38 dB	42 dB	46 dB	40 dB	48 dB	49 dB	
		夜間	22時～6時	37 dB	41 dB	45 dB	40 dB	48 dB	49 dB	
4月	4月8日 ～4月9日	朝	6時～8時	48 dB	43 dB	47 dB	40 dB	49 dB	49 dB	
		昼間	8時～19時	47 dB	45 dB	48 dB	43 dB	49 dB	49 dB	
		夕	19時～22時	48 dB	42 dB	46 dB	40 dB	49 dB	48 dB	
		夜間	22時～6時	47 dB	40 dB	44 dB	38 dB	49 dB	47 dB	

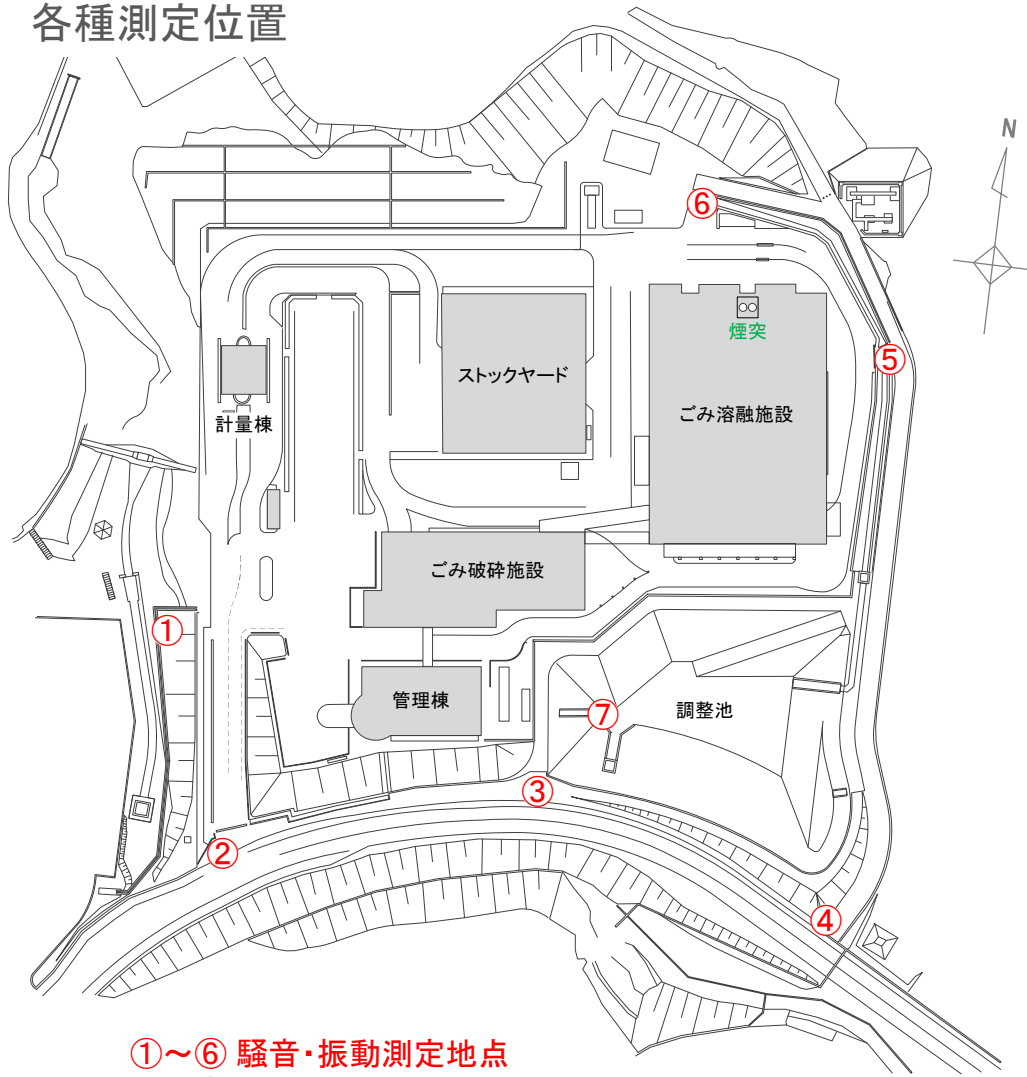
2、振動測定

令和3年

月	測定場所			①	②	③	④	⑤	⑥	備考
	測定日	時間帯	測定時間	協定基準値〔昼夜とも60dB以下〕						
1月	1月12日 ～1月13日	昼間	7時～20時	30 dB未満 (12 dB)	30 dB未満 (17 dB)	30 dB未満 (16 dB)	30 dB未満 (16 dB)	30 dB未満 (24 dB)	30 dB未満 (22 dB)	
		夜間	20時～7時	30 dB未満 (11 dB)	30 dB未満 (14 dB)	30 dB未満 (11 dB)	30 dB未満 (11 dB)	30 dB未満 (24 dB)	30 dB未満 (21 dB)	
4月	4月8日 ～4月9日	昼間	7時～20時	30 dB未満 (16 dB)	30 dB未満 (24 dB)	30 dB未満 (22 dB)	30 dB未満 (22 dB)	30 dB未満 (25 dB)	30 dB未満 (24 dB)	
		夜間	20時～7時	30 dB未満 (13 dB)	30 dB未満 (15 dB)	30 dB未満 (13 dB)	30 dB未満 (12 dB)	30 dB未満 (23 dB)	30 dB未満 (23 dB)	

※括弧内の数値は測定保証下限値(30dB)未満のため、参考として表記しています。

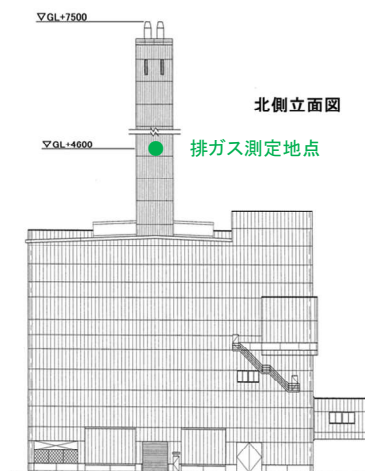
各種測定位置



- ①～⑥ 騒音・振動測定地点
- ⑦ 場内からの雨水排水測定地点

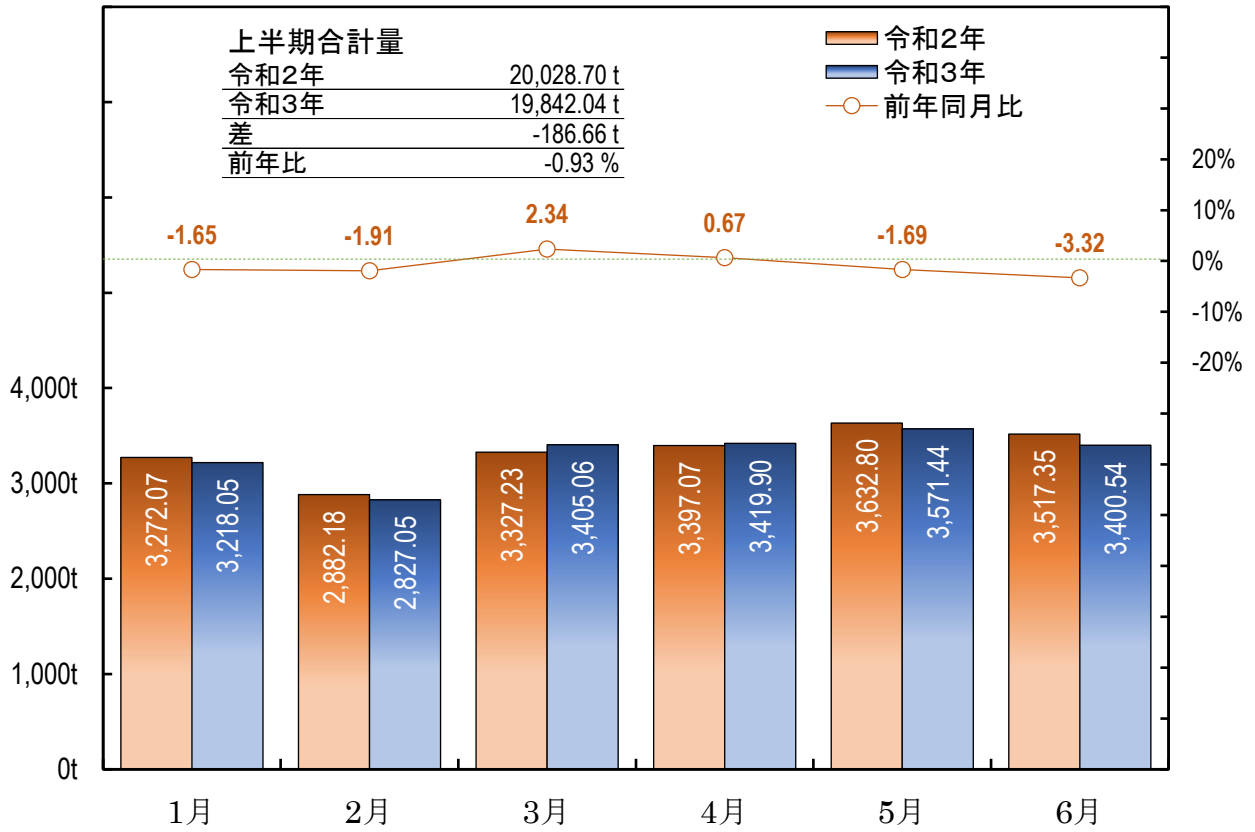


東側立面図

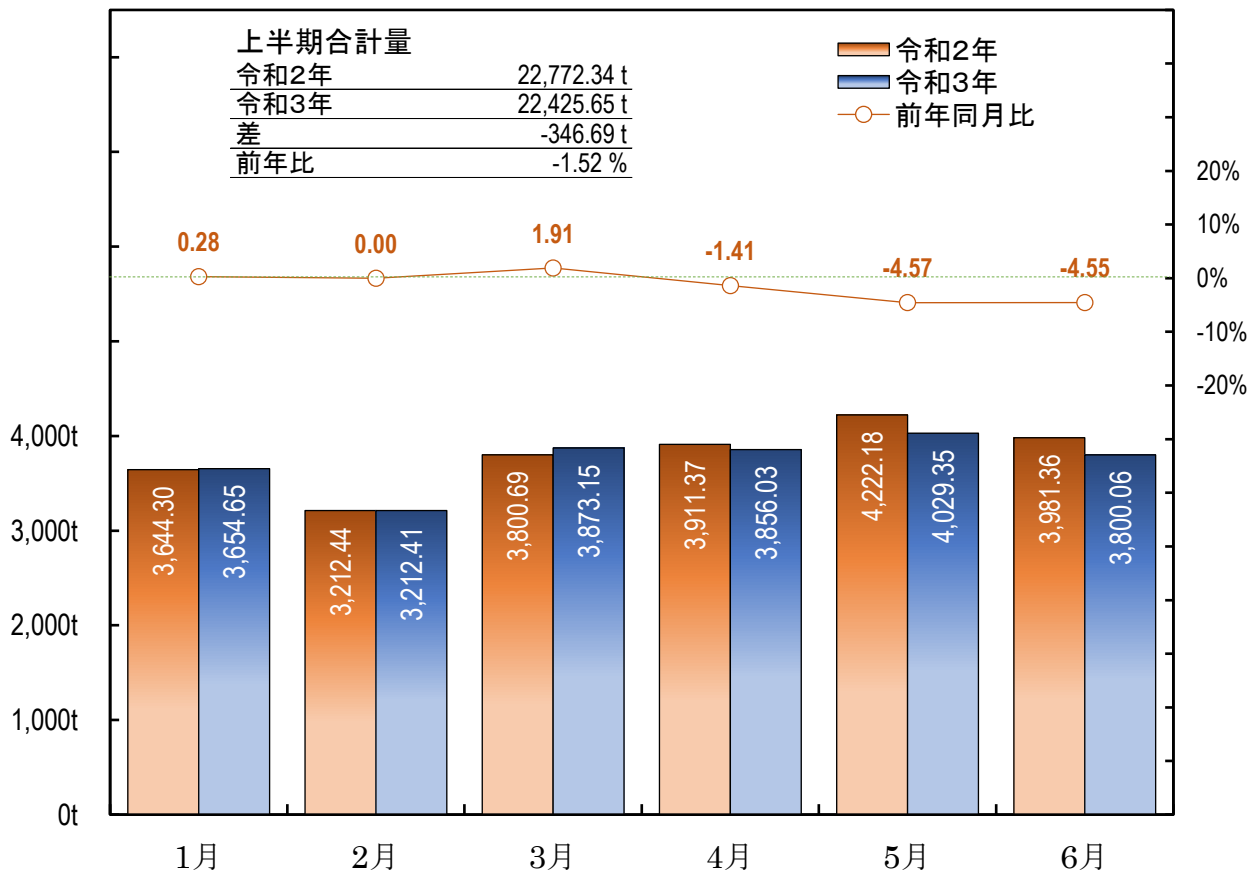


北側立面図

上半期 可燃ごみ搬入量の実績と前年同月比



上半期 総ごみ搬入量の実績と前年同月比



資 料

○ PH(水素イオン濃度)

水素イオン濃度は、水の酸性又は、アルカリ性の性質を数値で表し、7 が中性、これより低くなると酸性、高くなるとアルカリ性を示します。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
← 酸性			中性				アルカリ性			→			

○ BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の好気性微生物(バクテリアなど)の増殖又は、呼吸作用によって消費される溶存酸素量です。

○ COD(化学的酸素要求量)

水中の被酸化性物質の酸化によって消費する過マンガン酸イオンの量に対応する酸素量を表したものです。

○ SS(浮遊物質)

水中に混ざっている無機系、有機系の粒子をろ過・捕集して乾燥後その重さで表します。

○ 大腸菌群数

人畜の糞便中の大腸菌及びこれと類似する性質を有する自然界の細菌の総称で汚染の指標です。

○ ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位。体積、容積に使用。

空気 1m³ 中に、1cm³ の物質が含まれている場合、パーセント(%)が 100 分の 1 をいうのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。

○ mg/L

1L 中に1mgの物質が溶解しているような場合。

○ ばいじん

物質を燃やすことによって発生する粒子状物質です。

○ g/m³

標準状態(0°C1 気圧)において、空気1m³ 中にどれだけの量(g)の粒子状物質が含まれているかを表します。

○ ng(ナノグラム) ・ μg(マイクログラム)

ごく微量の重さを表す単位。

1ng は、10 億分の1g です。

1 μg は、100 万分の1g です。

○ TEQ

ダイオキシンの中でも、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を1として換算した量です。

○ dB(デシベル)(騒音及び振動レベルの単位)

騒音計及び振動計で測定して得られた値の単位です。騒音の 50dB とは静かな事務所の中、一般住宅地、エアコンの室外機。また、振動の 55dB 以下では人は揺れを感じません。

騒音及び振動規制法に基づき最大値から騒音は 5%、振動は 10%カットした上端値を測定値としています。

○ 大塊スラグ

熔融後に水砕されたスラグの内、5 mm以上の大きなスラグで再利用できないスラグをごみピットに戻したものです。

○ ごみ熔融施設の熔融処理能力及びごみピット容量等

溶 融 処 理 能 力	98.5t/日(4.10t/h)(1 炉当り)
ご み ピ ッ ト 容 量	4,133m ³ (約 2,700t)
排 出 ガ ス 量	湿り 39000 m ³ N/h(1 炉当り)
煙 突 の 高 さ	75m

○ 臭 気 (物質濃度規制と臭気指数規制)

物 質	協定基準値 (以下)	規制基準値 (第2種地域)	臭いの目安	物 質	協定基準値 (以下)	規制基準値 (第2種地域)	臭いの目安
アンモニア	1ppm	2ppm	尿尿臭	イソ吉草酸	0.001ppm	0.004ppm	蒸れた靴下臭
メチルメルカプタン	0.002ppm	0.004ppm	腐った玉ねぎ臭	プロピオンアルデヒド	0.05ppm	0.1ppm	刺激的な甘酸っぱい臭
硫化水素	0.02ppm	0.06ppm	腐卵臭	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	0.03ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭
硫化メチル	0.01ppm	0.05ppm	腐ったキャベツ臭	イソブチルアルデヒド	0.02ppm	0.07ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭
トリメチルアミン	0.005ppm	0.02ppm	腐った魚臭	ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm	0.02ppm	むせるような甘酸っぱいこげ臭
二硫化メチル	0.009ppm	0.03ppm	腐ったキャベツ臭	イソバレールアルデヒド	0.003ppm	0.006ppm	むせるような甘酸っぱい焦げ臭
スチレン	0.4ppm	0.8ppm	都市ガス臭	イソブタノール	0.9ppm	4ppm	刺激的な発酵臭
アセトアルデヒド	0.05ppm	0.1ppm	青臭い刺激臭	酢酸エチル	3ppm	7ppm	刺激的なシナー臭
プロピオン酸	0.03ppm	0.07ppm	酸っぱい刺激臭	メチルイソブチルケトン	1ppm	3ppm	刺激的なシナー臭
ノルマル酪酸	0.001ppm	0.002ppm	汗くさい臭	トルエン	10ppm	30ppm	塗料・ガソリン臭
ノルマル吉草酸	0.0009ppm	0.002ppm	蒸れた靴下臭	キシレン	1ppm	2ppm	ガソリン臭
				臭気指数	10	13	

○ 臭気指数

人が感じる臭いの強さ(濃度)を数値の大ききさで表したものです。

測定方法は、臭いを10倍に薄め、6名のパネラー(有資格者)が3回試験を行い、その平均が58%未満(6人中3人以上が感じられなくなる)になった時の薄めた倍数を下記の式で求めます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍数}) \quad (\log: \text{対数})$$

臭気指数	においの表現	薄めた倍数
0	無臭	
10	ほとんど感知できないにおい	10倍
15	楽に感知できるにおい	30倍
20	楽に感知できるにおいから強いにおいの間	100倍

○ 協定基準値と国及び県の基準値【協定基準値】

・排ガス濃度

項 目	ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン類	水銀
協定基準値	0.01g/m ³ 以下 (1回の測定の平均値)	30ppm以下 (1時間平均値)	20ppm以下 (1時間平均値)	30ppm以下 (1時間平均値)	0.010ng-TEQ/m ³ 以下 (1回の測定の平均値)	50μg/m ³ 以下 (1回の測定の平均値)
国の基準値	0.04g/m ³	250ppm	K値9 (2,688ppm相当)	700mg/m ³ N (430ppm相当)	0.1ng-TEQ/m ³	50μg/m ³

※硫黄酸化物は地域の区分ごとにK値で規制。括弧数値は排ガス量と有効煙突高からの計算値です。

※塩化水素の括弧数値は国の基準値をppmに変換した計算値です。

・排水(浄化槽排水)

項 目	水素イオン濃度	生物化学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数
協定基準値 (日平均値)	6.0以上8.5以下	20mg/L以下	20mg/L以下	20mg/L以下	3,000個/cm ³ 以下
浄化槽基準値		20mg/L以下			

・騒音関係

項目	協定基準値	県の規制基準値	区分(その他地域)	
昼間	50 dB(A)以下	60 dB	午前8時から午後7時まで	
朝・夕		55 dB	朝	午前6時から午前8時まで
			夕	午後7時から午後10時まで
夜間		50dB	午後10時から翌日の午前6時まで	

・振動関係

項目	協定基準値	規制基準値	区分(その他地域)
昼間	60 dB 以下	65 dB	午前7時から午後8時まで
夜間		60 dB	午後8時から翌日の午前7時まで

(騒音の目安)

騒音値	騒音発生源と距離(大きさの目安)	目安(身体/生活への影響)	
90dB	・犬の鳴き声(5m)・ブルドーザー(5m)・パチンコ店内 ・カラオケ	うるさくて我慢できない	極めてうるさい
80～ 89dB	・布団たたき(1.5m)・ピアノ(1m) ・救急車のサイレン(直近)・飛行機音・ゲームセンター店内	食欲不振	
70～ 79dB	・セミの鳴き声(2m)・鳥(ムクドリ)の群れ・地下鉄の車内 ・やかんの沸騰音(1m)・幹線道路周辺(昼間) ・ヘリコプター音(近く)・バスの車内	かなりうるさい かなり大きな声を出さないと会話が できない	うるさい
60～ 69dB	・セミの鳴き声・カラスの鳴き声・普通の会話・洗濯機(1m) ・掃除機(1m)・テレビ(1m)・アイドリング(2m)・飛行機音 ・トイレ洗浄音・一般道路周辺(夜間)・ファミレス店内	イライラする 非常に大きく聞こえる 声を大きくすれば会話ができる	
50～ 59dB	・アブラゼミ、ツクツクボウシの声(52dB～59dB) ・カエルの合唱(57dB～60dB)・鈴虫、コオロギの鳴き声 ・樹木葉の揺れる音(0.8m/s～1.7m/sで49dB～56dB) ・家庭用エアコンの室外機・ヘリコプター音(上空)	日常生活で望ましい範囲 通常の会話は可能 聞こえる会話は支障ない	普通
40～ 49dB	・図書館の館内・霊園(昼間) ・町の戸建て住宅地(昼間)		
30～ 39dB	・山間の戸建て住宅地(昼間)・ささやき声 ・町の戸建て住宅地(夜間)	非常に小さく聞こえる	静か
30dB 以下	・小さな寝息 ・山間の戸建て住宅地(夜間)	ほとんど聞こえない	

出展: 全国環境研協議会騒音調査小委員会、(財)小林理学研究所、(株)環境工房、騒音制御 Vol.24No.24(2000)、日本騒音調査、日本建築学会編/建築物の遮音性能基準と設計指針、(株)環境工房、小野測器(株)

○ 環境基準値と国の短期評価【目標環境濃度】

・大気環境濃度

項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物	塩化水素
環境基準値	0.04ppm 以下	0.04ppm 以下	0.1mg/m ³ 以下	0.02ppm 以下
短期評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること	測定値が0.02ppm 以下であること
備考	報告書の測定値については、1時間毎に測定した日平均値の最高値で表しています			